

○集合住宅ごみ等優良排出管理認定制度実施要綱（平成18年7月1日施行）

平成18年7月1日
施行

改正 平成18年9月1日
平成23年4月1日
令和 3年4月1日
令和 5年4月1日

（目的）

第1条 この要綱は、可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ及び資源物の適正な排出並びにごみ・資源物集積所（以下「集積所」という。）の適正な管理を行なっている集合住宅の集積所を認定し、認定適合マークを掲出することにより、当該集積所を利用する住民及び当該集積所管理者のごみ分別及びごみ減量意識の向上を図ることを目的とする。

（対象集合集積所）

第2条 この要綱により、集合住宅ごみ等優良排出管理認定（以下「認定」という。）を受けられることができる集合住宅の集積所は、同一地内にある当該集合住宅専用の集積所であって、継続して使用されているものとする。ただし、特定集積所のみの申請及び自動積込式貯留方式ごみ集積所（ロータリードラム）は、対象外とする。

（申請）

第3条 認定を受けようとする集合住宅集積所の管理者は、集合住宅ごみ等優良排出管理認定申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、原則として認定を受けようとする日の2月前までに行なわなければならない。

（認定）

第4条 市長は、前条の申請を受けたときは、当該申請に係わる集合住宅集積所の状況等を次の項目により審査し、当該状況等が全ての項目ごとに定める基準に適合すると認められた場合に認定するものとする。

- （1）排出物の分別に係わる利用住民への周知等の実施状態
- （2）可燃物、不燃物及び資源物専用容器等の設置状態
- （3）獣害等による飛散防止策の実施状態
- （4）分別が適正になされている実施状態
- （5）不法投棄対策の実施状態
- （6）集積所の維持管理の実施状態

- 2 前項の規定による審査は、認定基準適合チェック表（第2号様式）を用い、日常の排出状況を確認し、市の職員を立入調査させることによって行なうものとする。
- 3 前項の規定による立入調査において、申請に係わる集積所に不適合な項目があるときは、市長は、当該申請者に認定基準適合チェック表の写しを交付するものとする。
- 4 市長は、不適合な項目について改善がなされたときは、再度、市の職員に立入調査をさせ、改善がなされていると認めるときは、第1項の規定により、認定するものとする。
- 5 第2項又は前項の調査は、原則として、2名以上によって行なわせるものとする。

（認定適合マークの交付等）

- 第5条 市長は、前条第1項の規定に基づき、認定したときは、当該認定に係わる申請者（以下「被認定者」という。）に認定書（第3号様式）及び認定した集積所数の認定適合マーク（第4号様式）を交付するものとする。
- 2 被認定者は、前項に基づき認定適合マークの交付を受けるときは、受領書（第5号様式）を提出しなければならない。
 - 3 認定適合マークの交付は、原則として各月の1日に行なうものとする。
 - 4 市長は、認定適合マークを交付する際には、被認定者又は関係者に対し、認定を受けた集積所（以下「被認定集積所」という。）の利用住民への報告及び見やすい場所への掲示について指導するものとする。

（変更）

- 第6条 被認定者は、被認定集積所の係わる事項に変更が生じた場合には、速やかに変更届書（第6号様式）を提出し、市長の確認を受けなければならない。

（立入調査等）

- 第7条 市長は、被認定集積所について、概ね1年ごとに、認定期間内適合チェック表（第7号様式）を用い、日常の排出状況を確認し、市の職員を立入調査させるものとする。ただし、被認定集積所の状況悪化が懸念される場合は、時期到来前であっても市の職員を立入調査させるものとする。
- 2 前項の規定による立入調査において、被認定集積所に不適合と認められる項目があるときは、市長は、当該被認定者に認定期間内適合チェック表の写しを交付するものとする。
 - 3 市長は、不適合な項目について改善がなされたときは、再度、市の職員に立入調査をさせ、改善がなされたことを確認するものとする。
 - 4 第1項又は前条の立入調査は、原則として2人以上によって行なわせるものとする。

（認定適合マークの返還）

第8条 市長は、被認定集積所が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、被認定者に返還通知書（第8号様式）により通知し、認定適合マークを返還させるものとする。

- (1) 立入調査等により、認定要件に適合しないことが明らかになったとき。
- (2) 廃止などにより、被認定集積所が未使用の状態になったとき。
- (3) その他認定適合マークを掲示することが不適切と認められるとき。

(認定適合マークの再交付)

第9条 前条の規定により、認定適合マークを返還させた場合において、その後の立入調査等によって所要の改善が行なわれ、かつ、違反等が繰り返される恐れがないと認められる場合には、認定適合マークを再交付するものとする。

2 前項の規定による、再交付の判断に際しては、返還の理由となった違反等の内容に応じて十分な確認期間を確保するものとする。

(認定適合マーク交付の事務処理)

第10条 市長は、認定適合マークの交付、返還及び再交付について、認定適合マーク交付等台帳（第9号様式）に記録するものとする。

(被認定集積所の辞退)

第11条 被認定集積所としての認定を辞退しようとする被認定者は、辞退届書（第10号様式）に認定適合マークを添えて、市長に提出するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。